

添付法令資料 4 :

IP テレビ・サービスの運営に関する 2017 年 1 月 29 日付
インドネシア共和国通信情報大臣規則 No.6 (目次)
同年 2 月 7 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 IP テレビ・サービス
 - 第 1 節 IP テレビ・サービスに係る運営者の義務 (第 3 条)
 - 第 2 節 コンソーシアム (第 4 条及び第 5 条)
 - 第 3 節 外国籍当事者による株式保有 (第 6 条)
 - 第 4 節 IP テレビ・サービスの範囲 (第 7 条ないし第 9 条)
 - 第 5 節 ネットワーク及び機器システム (第 10 条ないし第 14 条)
 - 第 6 節 サービス・エリア (第 15 条)
 - 第 7 節 サービスの品質 (第 16 条)
 - 第 8 節 コンテンツ (第 17 条ないし第 19 条)
 - 第 9 節 セキュリティ及び保護 (第 20 条ないし第 24 条)
- 第 3 章 IP テレビ・サービス運営に係る手続及び要件 (第 25 条及び第 26 条)
- 第 4 章 IP テレビ・サービス運営の申請に対する評価 (第 27 条)
- 第 5 章 IP テレビ・サービス運営承認書 (第 28 条ないし第 30 条)
- 第 6 章 IP テレビ・サービス運営の評価及び監督 (第 31 条及び第 32 条)
- 第 7 章 行政処分 (第 33 条及び第 34 条)
- 第 8 章 終則 (第 35 条及び第 36 条)